

けた提言、および金融審議会・ディスクロージャーワーキング・グループによる有価証券報告書等におけるサステナビリティ関連情報の開示といったものが挙げられる。

また、主な指針・ガイドラインとしては、2022年1月に策定・公表された知財投資・活用戦略の有効な開示およびガバナンスに関する検討会による知財・無形資産ガバナンスガイドラインのほか、今後改訂が予定されている経済産業省のSX研究会サステナブルな企業価値創造のための長期経営・長期投資に資する対話研究会)による価値協創ガイドシステム(CGS)研究会(第3期)によるCGSガイドラインが挙げられる。2022年6月総会においては、これらの動向等についてもあらかじめ確認されたい。

長澤 渉(ながさわ・わたる)
三井住友信託銀行㈱
名古屋証券代行営業部兼ガバナンスコンサルティング部兼法務部 調査役
弁護士
2007年名古屋大学法科大学院修了、
2008年弁護士登録。
2017年国税不服審判所国税審判官任官、
2021年同退官、三井住友信託銀行㈱入社。

第2章

3年目のコロナ禍対策、各種電子化対応 本年6月総会の 運営上の留意点

ガバナンスコンサルティング部
三井住友信託銀行㈱
主席法務コンサルタント

谷野 耕司

【この章のエッセンス】

- コロナ禍での株主総会は、出席者数・所要時間・質問数いずれも引き続き低位か、もしくは微増が見込まれる。
- 株主質問は、経営戦略、経営計画に集中も、人事政策、ESG関連の質問も増加している。
- 株主総会当日のコロナ禍対策は継続、メリハリをつけた議事運営や株主総会に係る各種電子化にも対応するなど、各社の工夫が望まれる。

はじめに

2020年2月以降の新型コロナウイルス

ウィルス感染拡大は、数回に及ぶ緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の実施や2回のワクチン接種の浸透にもかかわらず、本稿執筆時点では完全な収束時期は不明な状況である。

当初、コロナ禍での株主総会運営はあくまで一時的かつ特殊な対応と想定されていたところであるが、本年も引き続きコロナ禍での株主総会運営を余儀なくされる可能性がある。

本章では、一昨年および昨年に引き続き本年のコロナ禍での株主総会運営の動向や留意点についてあらためて確認していくとともに、昨今の議決権行使や株主総会出席手段の多様化などの株主総会の電子化について、その実務の動向をみていくものである。

なお、本章における意見にわたる

箇所は筆者の私見であることを申し添える。

株主総会の開催動向と コロナ禍対策

(1) 出席者数・所要時間・質問数

各企業においては、コロナ禍の株主総会をすでに2回経験していることもあり、株主総会を主催する会社側と出席する株主側の双方とも、感染拡大防止対策が浸透してきていることから、コロナ禍であっても、その感染拡大の状況次第ではあるが、出席者数の増加や短時間化の解消が徐々に進む可能性がある。

以下、出席者数・所要時間・質問